

審議会等の会議の記録

会議の名称	令和6年度第2回伊勢崎市自立支援協議会（全体会）
開催日時	令和6年10月23日（水）午後2時～午後3時15分
開催場所	障害者センター 2階多目的室
出席者氏名	<p>(委員)</p> <p>奥寺会長、阿久澤副会長、澁澤委員、三澤委員、岡部委員、岡田委員、高山委員、関口委員、岩木委員、水谷委員、田村委員、遠藤委員、本島委員、吉田委員</p> <p>(事務局)</p> <p>障害福祉課 関根課長、深澤課長補佐兼障害政策係長、潮来主査、橋本主査</p> <p>障害者センター 北嶋所長、山口主査、岩立主査</p> <p>障害者基幹相談支援センター 藤井相談員、南雲相談員、齋藤相談員、小池相談員</p>
傍聴人数	0人
会議の議題	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 令和6年度上期における伊勢崎市自立支援協議会の活動状況について</p> <p>(2) 委員名簿及び会議録の公開について</p> <p>(3) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の公開について</p> <p>2 協議事項</p> <p>(1) 地域生活支援事業等の見直しについて</p> <p>ア 日帰り短期事業の見直しについて</p> <p>イ 移動支援事業の見直しについて</p> <p>ウ 要医療重症心身障害児（者）等訪問看護支援事業の見直しについて</p> <p>(2) 医療的ケア児支援促進事業の実施について</p> <p>(3) (仮称) 児童発達支援・放課後等デイサービス事業所連絡会議の設置について</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 障害者週間イベント</p> <p>いせさき福祉ふれあいフェスタの開催について</p> <p>伊勢崎市手をつなぐ育成会主催プレイイベント</p> <p>障害者理解促進講演会の開催について</p> <p>(2) 障害者災害時支援バンダナの避難所への配備及び配布について</p>

<p>会議資料の内容</p>	<p>資料1 令和6年度伊勢崎市自立支援協議会活動状況 資料2 委員名簿 資料3 日帰り短期事業の見直しについて 資料4 移動支援事業の見直しについて 資料5 要医療重症心身障害児（者）等訪問看護支援事業の見直しについて（医療的ケア支援事業との統合を含む） 資料6 医療的ケア児支援促進事業の実施について 資料7 障害者週間イベント 伊勢崎市誕生20周年記念事業 第1回 いせさき福祉ふれあいフェスタ実施要領、誰もが自分らしく生き生きと暮らすことのできる社会に（広報いせさき2024年11月号原稿案） 障害者災害時支援バンダナ</p>
<p>会議における議事の経過及び発言の要旨</p>	<p>1 開会 2 会長挨拶 3 報告事項</p> <p>(1) 令和6年度上期における伊勢崎市自立支援協議会の活動状況について</p> <p style="text-align: right;">【資料1】</p> <p>会長 報告事項の1番目、「令和6年度上期における伊勢崎市自立支援協議会の活動状況」について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営会議については、令和6年度上期は毎月1回の定期開催として計6回開催し、主に各特定課題会での協議内容、進捗状況等の報告、障害福祉課からの事務連絡、障害福祉施策に関する意見交換等を行った。 ・ 精神障害地域包括ケアシステム構築検討部会については、令和6年度上期は理解促進ワーキンググループ及び退院促進ワーキンググループを各1回、計2回開催した。 理解促進ワーキンググループでは、心のサポーター養成講座の実施について協議した。退院促進ワーキンググループでは、退院促進についての課題抽出を行い、ピアサポーターとの連携について協議した。 ・ こども支援部会については、令和6年度上期は就学前児童ワーキンググループ、就学後児童ワーキンググループ及び医療的ケア児ワーキンググループを各1回ずつ、計3回開催した。また、医療的ケア児等コーディネーター会議を2回、うち1回は医療的ケア児ワーキンググループと合わせて開催した。 就学前児童ワーキンググループでは、社会福祉法人樫の木が運営する児童発達支援センター森の子園を採り上げ、森の子園とこども発達支援センターの機能のすみわけについて協議した。また、就学前や就学移行期の児童に関する関係機関との情報連携について協議

	<p>した。</p> <p>就学後児童ワーキンググループでは、教育と福祉の連携による障害児支援に関する意見交換を行い、教育と福祉の連携をテーマとした研修の実施について協議した。</p> <p>医療的ケア児ワーキンググループでは、医療的ケア児支援・関係機関との連携をテーマとした事例紹介に基づき、質疑応答、意見交換を行った。</p> <p>医療的ケア児等コーディネーター会議では、要医療重症心身障害児（者）等訪問看護支援事業の制度改正案、（仮称）医療的ケア児相談支援体制事業の制度案について協議した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活支援拠点等整備部会については、令和6年度上半期は1回開催した。 <p>令和6年4月の障害福祉サービス等報酬改定に伴う地域生活支援拠点等の求められる機能の見直しを受け、その内容の確認並びに事業所への周知及び地域生活支援拠点等の事業所登録の推進に関する協議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援部会については、令和6年度上半期は毎月1回の定期開催として計6回開催し、相談支援専門員の人材育成を目的とした勉強会と情報共有及び意見交換を行った。 <p>人材育成については、障害者基幹相談支援センターの職員を講師とする勉強会、障害福祉課による集団指導、相談支援専門員同士の意見交換・情報共有の場の提供、発達障害者地域支援マネジャーのNPO法人リンクエージ 石川京子氏を講師とする発達障害者支援における面接技法に関する研修、地域の主任相談支援専門を講師とする障害児支援に関する研修を実施した。</p> <p>情報共有については、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定及び今年度の相談支援体制及び相談支援部会の方針についての説明を行った。</p> <p>会 長 ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。</p> <p>委 員 [特になし]</p> <p style="text-align: center;">(2) 委員名簿及び会議録の公開について</p> <p style="text-align: right;">【資料2】</p> <p>会 長 次に、報告事項の2番目、「委員名簿及び会議録の公開」について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局 <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の第1回全体会議でご承認いただいたとおり、伊勢崎市市民参加条例に基づき、本会議の委員名簿を公開する。 ・ 公開する委員名簿は資料2のとおりであり、このままの様式及び内容で市のホームページ上で公開される </p>
--	--

	<p>ため、内容に誤りがないかご確認いただきたい。</p> <p>会 長 ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。</p> <p>委 員 [特になし]</p> <p>(3) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の公開について</p> <p>会 長 次に、報告事項の3番目、「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の公開」について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局 ・ 令和6年4月付けで第7期伊勢崎市障害福祉計画・第3期伊勢崎市障害児福祉計画を策定した。 ・ 計画書の紙媒体は市役所の市民情報コーナー等で公開しているが、本年11月中を目途に市のホームページ上でも公開できるよう準備を進めている。市のホームページに掲載され次第、委員の皆様にご報告させていただきます。</p> <p>会 長 ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。</p> <p>委 員 [特になし]</p> <p>4 協議事項</p> <p>(1) 地域生活支援事業等の見直しについて</p> <p>ア 日帰り短期事業の見直しについて</p> <p style="text-align: right;">【資料3】</p> <p>会 長 協議事項の1番目、「日帰り短期事業の見直し」について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局 ・ 日帰り短期事業については、令和3年4月1日付けの市の制度改正により単位時間を4時間以下から30分単位として単価設定を変更したが、その際にサービス提供事業者や利用者への説明が十分でなかったこともあり、現在も事業の継続について不安視する意見が多く寄せられている。 ・ 制度改正以降、実利用者数及び実利用回数は増加しているが、市からの委託料は半減している。日帰り短期事業は2時間以下の短時間利用が利用件数の9割程度を占めていることもあり、30分単価の導入によって委託料が大幅に下がったものと分析している。 ・ 以上のことを踏まえ、今後、事業運営に応じた委託料の適正化を目的として、物価高騰、人件費の増大等</p>
--	---

	<p>を踏まえ、持続可能な制度となるようサービス提供に必要な費用を委託料に反映させるとともに、単価設定の見直しを図っていく予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、制度改正の素案の段階でサービス提供事業者と意見交換させていただき、その結果を踏まえた改正案を自立支援協議会に提示してご協議いただいた上で、令和7年度からの施行に向けて準備を進めてまいりたい。 具体的な改正に当たっての検討事項としては、①現状の30分単位の単価設定の見直し、②物価高騰等を踏まえた単価の見直し、③より支援の必要な重症心身障害者（児）、医療的ケア児等に係る単価・加算の増額の3点を想定し、令和6年4月の障害福祉サービス等報酬改定による法定サービスに係る改定内容も踏まえながら検討を進めていく。 <p>会 長 ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。</p> <p>委 員 現状の委託料の単価設定区分に加えて、強度行動障害者に対する支援を行った場合の単価設定も必要と思われる。強度行動障害者に対する支援を行う場合、一人の支援員が付きっきりになる場合があり、最低賃金との関係も踏まえると、現状の委託料の単価設定では、強度行動障害者の支援を行うのは事業運営の観点から困難である。本事業の継続のため、強度行動障害者に対する支援を行うに見合う委託料の単価設定が望まれる。</p> <p>事務局 ・ ご指摘のとおり、令和6年障害福祉サービス等報酬改定においても、法定サービスにおける強度行動障害者に対する支援に係る大幅な給付費単価設定の見直しが行われたところである。 どのような支援に対してどの程度の費用を要するかという点についても踏まえつつ、個別に検討を進めてまいりたい。また、その中でサービス提供事業者の皆様にはヒアリングを行い、ご意見をいただきたいと考えている。</p> <p>委 員 [了承]</p> <p>会 長 ほかに何かありますか。</p> <p>委 員 [特になし]</p> <p>会 長 それでは、「日帰り短期事業の見直し」について、具体的な改正内容に係る協議を継続して行うこととし、事務局から提案のあった方針により見直しを行う方向で検討を進めていく点についてご承認いただけますか。</p>
--	---

	<p>委員 [異議なし]</p> <p>会長 異議はないようですので、このことについては承認されました。</p> <p>イ 移動支援事業の見直しについて 【資料4】</p> <p>会長 次に、協議事項の2番目、「移動支援事業の見直し」について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の就労、病気療養等のため、保護者による特別支援学校等への送迎、付き添い等ができない障害児の通学支援のため、移動支援事業で対応することを目的として、制度改正を行うことを検討している。 ・ 移動支援事業においては、通学、通所、通園等に係る送迎は「通年かつ長期にわたる外出」であるため、原則として事業の対象外としているが、障害児の通学の送迎に係る保護者の負担は大きく、保護者の就労の障壁ともなっているとの指摘がある。 以上のことから、移動支援事業に通学等支援を新設し、保護者の就労、疾病等により通学時の介助者がいない障害児を対象に、ヘルパーによる通学時の送迎支援を行うことができるようにすることを検討してまいりたい。 ・ 日帰り短期事業と同様、物価高騰や令和6年4月の障害福祉サービス等報酬改定による法定サービスに係る改定内容も踏まえて、移動支援事業についても委託料の単価設定を見直し、事業の継続性を確保するとともに、新たに個別給付の対象者並びに通学等支援においては身体障害者手帳1種に該当する視覚障害者及び聴覚障害者を事業対象者に加え、より事業を利用しやすいものとしてまいりたい。 <p>会長 ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。</p> <p>委員 通学等支援において、長期入院に伴う特別支援学校の高等部への入学の遅れ等により、高等部に在籍しているが、年齢としては18歳を超えているケースは事業の対象となるか。</p> <p>事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校の小学部・中学部・高等部に在籍していれば、年齢要件上の障害児に限らず、通学等支援の対象とする方向で検討している。 ・ 実際にそういったケースがあるときは、学校等の協力を得て、年齢要件上の障害児に該当しないが通学等支援を必要とすることがわかる何らかの資料の提出を受けて利用を決定するといった手続が想定されるが、基本的には事業の対象になるものと想定している。
--	--

	<p>委 員 [了承]</p> <p>会 長 ほかに何かありますか。</p> <p>委 員 [特になし]</p> <p>会 長 それでは、「移動支援事業の見直し」について、日帰り短期事業の見直しと同様、具体的な改正内容に係る協議を継続して行うこととし、事務局から提案のあった方針により見直しを行う方向で検討を進めていく点についてご承認いただけますか。</p> <p>委 員 [異議なし]</p> <p>会 長 異議はないようですので、このことについては承認されました。</p> <p style="text-align: center;">ウ 要医療重症心身障害児（者）等訪問看護支援事業の見直しについて</p> <p style="text-align: right;">【資料5】</p> <p>会 長 次に、協議事項の3番目、「要医療重症心身障害児（者）等訪問看護支援事業の見直し」について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業は、従前、群馬県が実施していた事業で、その際に利用ニーズがなかったことを背景として、実施主体が市町村に移管されたもので、事業を継続するかどうかについては、市町村ごとの判断に委ねられることとなったものである。 ・ 本市においては、これまでの利用実績はなく、本事業が利用しやすくなるような制度改正の検討に至った。 ・ 本事業の目的は、長時間の訪問看護に係る費用を支給することにより、在宅の医療的ケア等が必要な障害児者を介護する家族等の負担軽減を図ることであり、そういったニーズは存在すると考えられるため、本事業の利用を促進するとともに本事業の利用を阻害する原因を取り除き、当事者ニーズを実現できるような制度改正を行ってまいりたい。 ・ 医療的ケア児等の社会参加を促進することを目的としている医療的ケア支援事業について、令和4年度以降の利用実績がないことから、要医療重症心身障害児（者）等訪問看護支援事業の改正に当たり、医療的ケア支援事業の内容を包括するような事業内容とすることで、事業統合を図ることとしたい。 ・ 改正案の概要としては、①医療的ケアが必要な18歳以上の者を対象に追加、②健康保険給付との併用を必須とする条件の見直し、③委託料の見直し及び利用
--	---

	<p>者負担上限額の新設、④居宅以外の一時預かりの4点とし、地域生活支援事業における「医療的ケア児等総合支援事業」として国庫及び県費補助が受けられる事業内容とすることも念頭に検討を進めてまいりたい。</p>
会 長	<p>ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。</p>
委 員	<p>要医療重症心身障害児（者）訪問看護支援事業の対象となるような支援を実施している事業者はあるのか。</p>
事務局	<p>訪問看護事業者等の人員確保に課題があると認識している。実際、事業者からは支援が必要な当日になって急に依頼があっても対応は困難であるのご意見をいただいております。基本的にはあらかじめ支援計画を作成し、その計画に基づいて定期的に訪問看護を実施していくような利用方法が想定される。そのような方法であれば、サービス提供が可能な事業者はあるものと考えている。</p>
委 員	<p>本事業の利用促進が進んでこなかった要因の一つとして、本事業の対象となるサービスを提供可能な事業者が増えてこなかった経緯もあると思われる。本事業を推進していくためには、各事業者の本事業の実施に係る協力を依頼するなど、事業者側への働きかけも必要になるのではないかと。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘の件については、自立支援協議会の特定課題会であるこども支援部会の特定課題会である医療的ケア児ワーキングにおいて協議しているが、医療的ケア児や重症心身障害児への訪問看護を行うことのできる事業者が多くないことが課題であり、事業者を増やす取組を進めていくための検討を行っている。 ・ 今後、医療的ケア児等コーディネーターも増やし、医療的ケア児等の支援を行うことができる体制の構築を推進してまいりたい。
会 長	<p>ほかに何かありますか。</p>
委 員	<p>[特になし]</p>
会 長	<p>それでは、「要医療重症心身障害児（者）等訪問看護支援事業の見直し」について、「日帰り短期事業の見直しについて」と同様、具体的な改正内容に係る協議を継続して行うこととし、事務局から提案のあった方針により見直しを行う方向で検討を進めていく点についてご承認いただけますか。</p>
委 員	<p>[異議なし]</p>
会 長	<p>異議はないようですので、このことについては承認</p>

されました。

(2) 医療的ケア児支援促進事業の実施について

【資料6】

会 長 次に、協議事項の4番目、「医療的ケア児支援促進事業の実施」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

- ・ 医療的ケア児の支援を行う訪問看護事業者、施設等が少ない現状を踏まえ、医療的ケア児の支援を促進することを目的として、医療的ケア児等コーディネーターの知識、ノウハウを活用し、医療的ケア児の支援を行う予定のある事業所等に対して医療的ケア児を受け入れるための助言指導を行う医療的ケア児支援促進事業を実施したいと考えている。
- ・ 事業内容としては、医療的ケア児等コーディネーターが本市に在住する医療的ケア児の受入れを行う、又は行う予定のある事業所等を対象に、訪問支援、同行支援又は理解促進研修を実施するものである。
- ・ 実施方法としては、医療的ケア児等コーディネーターが所属する法人等と伊勢崎市との間で委託契約を締結し、訪問支援、同行支援又は理解促進研修の提供実績に応じて、市から法人等に委託料を支払うものである。

会 長 ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。

委 員 伊勢崎市に在住する医療的ケア児の受入れを行う、又は行う予定のある事業所等を対象にすることのだが、そういった事業所等であれば、伊勢崎市外にある事業所等も対象となるのか。

事務局 基本的には伊勢崎市が事業の利用決定を行う医療的ケア児の受入れを行う、又は行う予定のある事業所等を対象とすることを想定している。しかし、市外の場合は市内の医療的ケア児の受入れが予定されているかという観点も踏まえつつ、少なくとも近隣市町村にある事業所等については事業の対象とすることを考えている。

委 員 [了承]

会 長 ほかに何かありますか。

委 員 [特になし]

会 長 それでは、「医療的ケア児支援促進事業の実施」について、ご承認いただけるようでしたら拍手をお願いします。

	す。
委員	[拍手]
会長	多くの拍手をいただきましたので、本件については承認されました。
	(3) (仮称) 児童発達支援・放課後等デイサービス事業所連絡会議の設置について
会長	次に、協議事項の5番目、「(仮称) 児童発達支援・放課後等デイサービス事業所連絡会議の設置」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援協議会の特定課題会である「こども支援部会」においては、障害福祉サービス事業者、相談支援専門員に加えて、教育委員会の指導主事、こども保育課・子育て支援課の職員等、多職種の委員による構成で活発な議論を行っている。 ・ 教育・医療・福祉の各分野の連携の必要性が増している状況の中、今後、(仮称) 児童発達支援・放課後等デイサービス事業所連絡会議を設置し、こども支援部会での協議内容に関する周知を行うとともに、サービス提供事業者からのご意見をいただくなど、協議の場として活用することで、現場の職員も含めた活発な意見交換、円滑な情報共有に資するための枠組みとして運営してまいりたい。
会長	ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。
委員	[特になし]
会長	それでは、「(仮称) 児童発達支援・放課後等デイサービス事業所連絡会議の設置」について、ご承認いただけるようでしたら拍手をお願いします。
委員	[拍手]
会長	多くの拍手をいただきましたので、本件については承認されました。
	5 その他
	(1) 障害者週間イベント いせさき福祉ふれあいフェスタの開催について 伊勢崎市手をつなぐ育成会主催プレイベント 障害者理解促進講演会の開催について
	【資料7】

	<p>会 長 次に、その他の事項の1番目、「障害者週間イベント いせさき福祉ふれあいフェスタの開催」及び「伊勢崎市手をつなぐ育成会主催プレイベント 障害者理解促進講演会の開催」について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の自立と社会参加を促進し、地域住民に障害の特性や障害者に対する理解を深めていただくため、12月3日から9日までの障害者週間に合わせて、障害者団体、障害者支援団体等の協力により、第1回いせさき福祉ふれあいフェスタを開催する。イベントの日程、会場、内容等については資料7に記載のとおりとなっている。 ・ サテライト会場として、境地区手をつなぐ育成会の主催により、12月7日に地域交流イベント 境にここフェスタを境赤レンガ倉庫において開催するほか、障害者週間のプレイベントとして、伊勢崎市手をつなぐ育成会の主催により、11月23日に「障害者の理解促進と合理的配慮の提供、そして、親亡き後を考える」をテーマとして障害者理解促進講演会をグリーンパレスいせさきにおいて開催する。 ・ 以上のイベントの開催について、広報いせさき11月号に掲載して周知を行う予定となっている。 <p>会 長 ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご質問やご意見はございますか。</p> <p>委 員 [特になし]</p> <p>(2) 障害者災害時支援バンダナの避難所への配備及び配布について</p> <p>会 長 次に、その他の事項の2番目、「障害者災害時支援バンダナの避難所への配備及び配布」について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度、伊勢崎市聴覚障害者福祉協会及び伊勢崎市手話通訳者協会からのご要望を受けて、災害時の避難所等において、外見からは障害があることが分からない場合があるため、何らかの支援が必要であることがわかるような目印として利用することができるバンダナを作成し、伊勢崎市身体障害者福祉団体連合会、伊勢崎市聴覚障害者福祉協会及び伊勢崎市手話通訳者協会の会員を対象として、300枚を配布した。 ・ 今年度は、非常に多くのご要望があったことを踏まえ、追加で700枚分のバンダナを作成したので、窓口で配布するほか、避難所へ配備してまいりたい。 <p>会 長 ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご</p>
--	---

	<p>質問やご意見はございますか。</p> <p>委員 [特になし]</p> <p>6 閉会</p> <p>事務局 令和7年2月10日(月)の午後2時より、第3回の全体会議を開催したいと考えている。</p> <p>委員 [異議なし]</p> <p>事務局 あらためて、委員の皆様宛てに開催案内を通知する。</p> <p>事務局 第1回全体会議の議事録について、委員の皆様宛てに送付していなかったため、本日の会議の議事録と合わせて、後日送付させていただきます。</p> <p>事務局 以上をもちまして、令和6年度第2回伊勢崎市自立支援協議会全体会を終了させていただきます。 長時間にわたりご協議いただき、ありがとうございました。</p>
--	--